

1 NPO と CSO、NPO と NPO 法人って何が違うのか

(1) NPO・CSO そして特定非営利活動法人＝NPO 法人

皆さんの中には、自分たちでグループ（組織）を作り、困っている人のためや地域のための公益的な活動を既に行っている方もおられるでしょうし、これから、組織を作ってやろうと考えておられる方もおられるでしょう。

そのような任意団体の活動には、許可は要りません。自分たちの自由な自主的な団体活動として、全国に無数と言っていいくらい数多くの団体があります。

一般に、自分たちで自主的に非営利の社会貢献活動をしようとグループをつくって活動すれば、それは「NPO」です。任意団体で法人格を持たないNPOなのです。

※NPO＝Non-Profit-Organization（非営利組織）

また、このようなNPOに、自治会、老人クラブ、婦人会、PTA等の地域・地縁組織を含めて、総称して「CSO」と呼んでいます。

※CSO＝Civil-Society-Organization（市民社会組織）

「NPO 法人」とは、それらの市民の自主的な活動であるCSOの中で、特定非営利活動促進法（以下「NPO 法」という）に定められた条件に基づいて法人格を取得＝登記した団体のことを言います。

法人と名乗るには登記が不可欠ですが、登記するためには所轄庁に設立認証申請書を提出し「認証」を受けなければなりません。

さらに、NPO 法人の中で、一定の条件をクリアしたNPO 法人は「認定」NPO（「認定」を受けるための準備段階としての「特例認定」NPO 制度もあります）となることができ、税制面での優遇措置（寄附金の税額控除等）を受けることができます。

【CSO・NPO 法人等概略図】



(2) 自分たちの活動スタイルに見合った組織のあり方を考えよう

～法人格団体は、NPO 法人以外にもある～

社会に貢献する公益活動をする法人はNPO 法人だけだと思いませんか？

今や「株式会社」でも社会への貢献を意識した事業展開や地域住民との連携活動をしないと生き残れない時代です。

NPO 法人、株式会社とその他の公益非営利活動で法人格を有する団体とを比較してみましょう。

【特定非営利活動法人と他法人格との比較表】

法人格	NPO法人	株式会社	一般法人 (社団・財団)	公益法人 (社団・財団)	社会福祉法人
根拠法	NPO法	会社法	一般法人法	公益法人認定法	社会福祉法
事業内容	20 特定事業＋ その他の事業	営利事業	問わない	23 公益目的事業＋ 収益事業	社会福祉事業＋ 公益事業・収益事 業
設立手続	認証申請～認 証～設立登記	設立登記	設立登記	一般法人設立後に 公益認定申請～認 定	認可申請～認可 ～設立登記
設立時 財産	不要	1円～	社団 不要 財団 300万円～		事業施設所有権、 被貸与権の条件
社員数	10人以上	1人～	社団 2人～ 財団 1人～		
理事・監事	理事3人～ 監事1人～	取締役	社団 理事1人～ 監事は任意(但 し、理事会設置の場合は理事3人～監 事1人～) 財団 理事3人～監事1人～		理事6人～ 監事2人～
会計 監査人	不要	設置可能。 大規模法人 は必置。	基本不要。 大規模法人の場 合1人～	基準超えの場合 1 人～	H29年度から基 準設定し必置
評議員	不要	不要	社団不要 財団3人～		理事数の2倍越 え
所轄庁 監督庁	都道府県・政 令指定都市	なし	なし	所轄庁 なし 監督 都道府県又 は内閣府	市・都道府県・厚 労省
許認可等	認証(認定・ 特例認定)	なし	なし	認定(公益性)	認可
設立時 手数料等	不要	公証人＋登 録免許税	公証人＋登録免 許税	不要	不要
設立期間	申請から3か 月程度	約1ヶ月程 度	数週間程度	数ヶ月程度	1年以上
報告義務	毎年度 所轄庁へ提出	不要	不要	毎年度公益性判定 のため監督行政庁 へ提出	毎年度 所轄庁へ提出

この中で、NPO 法人とよく比較されるのが「一般社団法人」です。登記までの事務手続きが比較的簡便で、NPO 法人のような行政（所轄庁）への報告、届出等が必要ありません。一方、登記の際の登録免許税や公証人費用が必要になります（NPO 法人は無料）。

NPO 法人がいいのか、あるいは他の法人がいいのか、設立する前に十分考えましょう。むしろ、法人格を持たないで活動する方法（任意団体）も当然あります。

法人格を持つとすべてバラ色になるとは限りません。NPO 法人には毎年度の報告や変更の届け等の提出義務があります。

自分たちの団体のスタイルや活動の内容に見合った組織形態で、法人格が必要ならば設立の手続きをし、任意団体であっても活動に支障がなければ無理をして法人格を取得する必要はありません。

（3）NPO 法人の「認証」＝行政のお墨付きではありません

よく誤解されていることがあります。NPO 法人になったことが、任意団体の NPO より「すぐれている」とか、行政が認めた団体になったなどの理解です。

しかし、そのようなことはありません。まちづくりや社会問題のさまざまな領域での市民の自主的な自由な公益的な事業を行っていることについては、法人格を持っている、持っていないは関係なく、まったく同等です。

「認証」を受けたから行政が認めた団体という理解は間違いです。その活動を認めるかどうかは市民が評価すべき事柄であるというのが NPO 法の精神だからです。

「認証」という行政行為は、市民の自主的な自由な公益的な活動に時の権力が恣意的に介入することをできるだけ避けるために、行政は必要最小限に関わるということで考えられた「書類審査」手法です。

「認証」の意味は、ある文書・行為が正当な手続きでなされたことを公的な機関が証明することです。具体的には、提出された書類を審査することによって、NPO 法の要件を満たしているかどうかの確認を行うものであり、その活動についていわゆる「お墨付き」を与えたものではありません。

すぐれた活動であるか、その組織が信用できるかどうかは、市民が評価・判断することであり、そのために、法人の活動実績、決算状況等はすべて市民に「情報公開」することになっています。この「情報公開」は、法人にも所轄庁にも課せられています。